

登録申請について（書類の持参・郵送により申請される場合）

※ 提出された申請書や就労証明書は、児童館・学童保育所で管理しますので、控えが必要な場合は事前にコピーを取るなどの対応をお願いいたします。

- 1 申請書（申込書）の「申請者の住所」及び「申請者の氏名」欄には保護者の住所、氏名を記載してください。住所は区、町名、番地のほかマンション・アパート名、室番などを詳しく記入してください。また、郵便番号についても漏れなく記入してください。
- 2 児童の通学する学校名及び学年については、利用される年度の4月1日時点のものを記載してください。新1年生（申請時点では保育園等の年長）が利用を希望される場合は、1年生として提出いただくことになります。
- 3 「利用区分（利用する曜日と退所時間）」は、利用を希望する児童それぞれについてチェックしてください。（利用区分によって料金が異なりますので、別紙「学童クラブ事業の利用料金について」をご確認ください。）
- 4 「特に注意すべき身体的状況」は、利用を希望する児童に、障害やアレルギーなどの特に配慮を要する事項があれば記載してください。
- 5 「申請の理由」について、「その他」を選択される場合は、具体的な内容を記載してください。具体的な内容が、傷病や障害、介護の場合は、医療機関の診断書や身体障害者手帳など家族が放課後子どもの保護にあたれないことが分かる書類の提出が必要となります。
- 6 「減免の申請」について、減免を申請する場合は「申請する」にチェックしてください。
なお、減免を受けるためには、「学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書」の提出が必要です（申請する減免区分が「同時利用のきょうだい児に係る減免」のみの場合は不要です。）。
- 7 保護者、家族の状況について
 - (1) 「家族の状況に関する調書」欄には、保護者を含む同居の世帯員全員（利用を希望する児童を除く）について記入してください。
 - (2) 勤務先については、記入時点における連絡先の名称及び電話番号（既に入学している方は学校名、学年）を記入してください。
 - (3) 利用を希望する児童のきょうだい児が、本申請で利用を希望する児童館・学童保育所とは別の児童館・学童保育所・放課後ほっと広場を利用している場合は、「勤務先、学校等の名称等」の欄にその施設名も記載してください。
- 8 添付書類について
 - (1) 添付書類は全て「写し」で結構です。
 - (2) 保護者の「就労証明書」については、給与所得者は事業所の証明、内職従事者は供給先の証明を得てください。
就労証明書は、利用決定の重要な資料となるため、勤務先の担当者の方が事実のとおりにもれなくご記入ください。記入漏れや不明な点がある場合は、担当者の方に問い合わせることがあります。
なお、虚偽の記載や個人での無断作成、改変を行った場合には、学童クラブを利用できなくなる場合があります。
 - (3) 「診断書」は、保護者等が病気やけがのため児童の保護にあたれない（保育ができない）場合に提出してください。
保護者等が長期入院している場合の診断書は、今後の入院見込期間も記載されているものを提出してください。
 - (4) 同居の家族が、日中に児童の保育ができないことが分かる書類（就労証明書や診断書）を添付してください（家族が学生の場合及び高齢の場合を除く。）。
- 9 申請書や添付書類に記載された情報は、事業委託元の京都市及び料金算定を委託する京都市児童館学童連盟に情報提供する場合がありますので、ご了承ください。
- 10 利用を希望する児童のきょうだい児が、本申請で利用を希望する児童館・学童保育所とは別の児童館・学童保育所・放課後ほっと広場を利用している場合は、それぞれの施設に申請書類をご提出ください。

（その他）記載事項に不明な点がある場合は、事情をお聞きすることがありますので、ご了解ください。

学童クラブ事業の利用料金について

1 利用料金について

利用される曜日や時間（利用区分）に応じて利用料金表の「基本額：1人目」の料金を、8月に利用される場合は、利用区分に関わらず、長期休業中の「基本額：1人目」の料金をお支払いいただきます。

なお、配慮が必要な世帯への減免（下表の減免①～④の適用）や多子世帯（同時利用のきょうだい児）に対する減免（下表の2人目、3人目の料金の適用）がありますので、希望されるご家庭は、下記「2」を確認いただき、利用を希望される児童館・学童保育所へ減免の申請を行ってください。

【利用料金表】

利用区分		平日のみ		平日+土曜		長期休業中 (8月のみ) (一律)	
		午後5時まで	午後6時30分まで	午後5時まで	午後6時30分まで		
基本額	1人目	9,000円	11,000円	11,000円	12,000円	13,000円	
	2人目	4,500円	5,500円	5,500円	6,000円	6,500円	
	3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円	
減免 (減免後の額)	① 全員	0円	0円	0円	0円	0円	
	②	1人目	1,600円	1,700円	1,600円	1,700円	1,700円
		2人目	800円	900円	800円	900円	900円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
	③	1人目	3,000円	3,200円	3,000円	3,200円	3,200円
		2人目	1,500円	1,600円	1,500円	1,600円	1,600円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
	④	1人目	5,000円	6,000円	6,000円	6,500円	7,000円
		2人目	2,500円	3,000円	3,000円	3,300円	3,500円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円

※ 利用料金のほか、おやつ代や教材費の実費負担が必要となります。

※ 京都市外居住者の方が利用される場合は、上記利用料金に加え、追加で費用負担をいただく場合がございますので、施設にお問い合わせください。

2 利用料金の減免について

下記のとおり、4種類の減免を設けています。減免を行うためには、申請を行っていただくとともに、挙証資料を提出していただく必要があります。

減免の条件及び挙証資料は、裏面の表をご確認ください。

なお、減免は、年途中で減免の更新を行っていただく必要があり、減免申請や更新を行われなかった場合には、「基本額：1人目」料金の適用となりますので、ご注意ください。

申請書は、利用される児童館・学童保育所から受け取っていただくか、京都市の登録申請に関するサイトからダウンロードしてください。

【登録申請に関するサイト】



<配慮が必要な世帯に対する減免>

裏面の表に記載する条件に該当する場合は、「学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書」に必要事項を記入いただくとともに、申請書の減免①～④のいずれかを選択いただき、挙証資料（写しで可）を添えて、利用される児童館・学童保育所へご提出ください。

<多子世帯に対する減免>

京都市が委託する学童クラブ事業（児童館、学童保育所、放課後ほっと広場）を同時に利用するきょうだい児については、オンライン申請時の必要事項への入力又は減免申請書の提出（施設により取扱いが異なります）により、2人目が「半額」、3人目以降が「無料」となります。

す。挙証資料は不要です（最年少児童を1人目に位置付け、2人目以降を減免いたします）。

<家計急変に対する減免>

失業や傷病、災害等の理由により、家計が急変した世帯については、急変後の収入に応じた減免を行います。

減免申請を行う場合は、「学童クラブ事業利用に係る利用料金一時減免（家計急変）申請書」に必要事項を記入いただくとともに、同申請書に記載する挙証資料を添えて、利用される児童館・学童保育所へご提出ください。

※ 利用料金体系の見直しに伴う2年間の経過措置減免については、令和5年度末をもって終了いたします。

【減免の条件表】

	条件	挙証資料（資料は全て写しで可）	更新手続開始月
減免 ①	・ 生活保護法による保護を受けている世帯	・ 生活保護受給証明書	変更があった月
	・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	・ 中国残留邦人支援給付受給証明書	変更があった月
	・ 市府民税非課税世帯（減免区分②）に該当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある方がいる世帯	・ 市府民税課税証明書（※1） ・ ひとり親世帯又は世帯内に障害のある方がいることがわかる書類（※2）	6月
減免 ②	・ 市府民税を課されている者の属していない世帯	・ 市府民税課税証明書（※1）	6月
	・ 市府民税均等割のみ課税世帯	・ 市府民税課税証明書（※1）	6月
減免 ③	・ 市府民税のみを課されている世帯	・ 市府民税課税証明書（※1） ・ 源泉徴収票又は確定申告書の写し	6月
減免 ④	・ 就学援助を受けている世帯	・ 就学援助受給証明	8月
	・ ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯	・ ひとり親家庭等医療費受給者証	8月

※1 「合計所得金額」と「年税額」が記載された最新の年度の全項目証明を提出してください。

なお、前年に所得がない等で課税資料を提出されていない場合、年税額等の欄が空白となってしまうため、市税事務所市民税担当に市・府民税の申告書を提出のうえ、課税証明書の請求をしてください。

※2 確認が必要な挙証資料（減免①関係）

【ひとり親世帯】

- ・ 児童扶養手当受給通知又はひとり親家庭等医療費受給者証
- ・ 離婚調停中等のやむを得ない理由により挙証資料を提出できない場合は、その状況を施設へお申し出ください。

【障害のある方がいる世帯】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害年金を受給していることが分かる資料、特別児童扶養手当受給通知

3 その他

登録された当月から申請された利用区分の料金を徴収します。月の途中で退会された場合は、その月の利用料金をお返しすることができませんので、ご留意ください。

また、利用区分は、利用申請時に申し出ていただくこととなりますが、年度途中で変更される場合は、前月までに利用される児童館・学童保育所へお申し出ください。

なお、事前に月の全期間学童クラブ事業を利用しないことを申し出ていただいた場合は、その月の利用料金は徴収いたしません。